

平成 30 年度分

まちづくりポイント制度ポイントシール 対象活動の申請受付を開始します

■問い合わせ：市民協働課市民協働推進グループ ☎ 内線 438

「自分たちの活動に多くの人を集めたい!」「新しいメンバーを増やしたい!」と考えている市民団体の皆さん、ぜひ、まちづくりポイント制度の対象活動にご応募ください。

まちづくりポイント制度とは？

市民の皆さんに今まで以上に地域や行政に興味や関心を持ってもらい、市民活動への理解や参加を促進することを目的として、平成 26 年 1 月からスタートした制度です。

市が指定する市民活動への参加 1 回につき、ポイントシールを 1 枚配布します。ポイントシールは専用のポイント手帳に貼りとめると、下記のメニューと交換することができます。



交換メニュー	①まいりゅうポイント満点カード	②観光物産センターでの買い物
	③豊作村での買い物（花・野菜苗など）	④湯ったり館の入館券
	⑤日曜朝市（毎月第 3 日曜日）の野菜セット引換券	⑥コミュニティバスの回数券
	⑦たつのこアリーナの使用券	⑧まちづくりポイント制度オリジナルグッズ
	⑨まいりゅうグッズ ランチバッグ・ボールペン・缶バッジセット	⑩あこがれ体験 ●一日駅長体験（関東鉄道竜ヶ崎線） ●芸術家体験（ステンドグラス工房「達風」）
	⑪登録された市民団体へ寄付 寄付されたポイントシールを市が奨励金として市民団体へ交付します	

申請受付について

●まちづくりポイント制度の「市が指定する市民活動」とは？

- ①市が関わる活動（主に各種講座や講演会など）
- ②市民団体（住民自治組織、中核的な地域コミュニティ、NPO 法人、ボランティア団体など）が主催する活動

市民団体が主催する活動は、募集期間中に申請する必要があります。活動内容などを市で審査し、まちづくりポイント制度の対象活動として決定します。

●応募できる活動・応募方法

- ▶活動期間：4 月～平成 31 年 3 月
- ▶活動内容：市内で実施するさまざまな分野の活動で、営利・政治・宗教を目的としない無償の活動
例）公園清掃などの環境美化活動、高齢者の居場所づくり活動、子どもの居場所づくり活動など。
ただし、住民自治組織や中核的な地域コミュニティが行う活動は、環境美化・防災・防犯分野の活動のみが対象です
- ▶応募できる団体：上記の活動を主な目的として活動する住民自治組織、中核的な地域コミュニティ、ボランティア団体、NPO 法人など
- ▶募集期間：1 月 22 日（月）～2 月 16 日（金）／審査後、3 月中に決定
- ▶応募方法：所定の申請用紙（市民協働課・市民活動センター・各コミュニティセンターに設置／市公式ホームページからダウンロード可）に必要事項を記入し、窓口へ持参

平成 30 年度から 制度を一部変更します！

●主催者が参加者等へ配布するポイントシールについて

変更前 同一主催者による年間 20 回以上実施される同一活動は、年度において 20 回分までを交付対象とする

変更後 同一活動に参加した場合、1 人 20 枚まで

●市内一斉清掃の取り扱い

変更前 平成 27 年～29 年度の期間限定で交付対象としていた

変更後 今後も引き続きポイントシールの交付対象とする

